

告 示

埼玉県告示第七百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第二百六十七号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市大字新曾字小玉二百三十七番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

起点
起点は、戸田市大字新曽字小玉
237番1の最北端とする。

格子の回転角 17度
起点を通り東西方向及び南北方
向に引いた線並びこれらと平行し
て10m間隔で引いた線により構
成される格子を、起点を支点に右
方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

 形質変更時要届出区域を解除する区画

